

# 審 査 申 立 書

平成30年1月 25日

新潟 検 察 審 査 会 御 中

申立人 志 岐 武



申立人 黒 薮 哲



申立人らは、次のとおり審査を請求する。

## 1 申立人

① 〒

[Redacted address]

志 岐 武 彦

生年月日 昭和17年5月19日

電話番号

[Redacted phone number]

② 〒

[Redacted address]

黒 薮 哲 哉

生年月日 昭和33年1月14日

電話番号

[Redacted phone number]

## 2 罪 名

詐欺罪(刑法246条1項)及び所得税法違反(所得税法238条1項)

## 3 不起訴処分

平成29年12月8日(事件番号 H28-011862 および H29-010014)

## 4 不起訴処分をした検察官

新潟地方検察庁検察官 小島健太

## 5 被疑者

住 所

〒 [Redacted address]

職 業

参議院議員

生年月日

昭和31年4月20日

氏 名

森 裕 子

## 6 被疑事実の要旨

被疑者は、平成13年から2期12年参議院議員を務め、平成25年の参院選で落選し、平成28年7月10日参議院選挙で再び参議院議員に選出された者であり、かつては「民主党新潟県参議院選挙区第1総支部」などの、現在は「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」代表であるが、

- 1 「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置を利用して不正に還付金を受領することを企て、平成25年9月と12月に、政党支部である「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」に対し真実は寄付の意思がないのに一時的に資金計600万円を移動させて寄付したかのような外観を作出し、同条第1項により還付金を請求できないのに、それができる場合であることを装って、被疑者から同総支部に対して、金600万円を寄付した旨の書類を添えた「寄附金(税額)控除のため書類」(添付1)を添付して、平成26年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に新潟税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、金1,798,000円の還付を受け、もって、人を欺き、財物を交付させ
- 2 「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置を利用して不正に還付金を受領することを企て、平成26年7月から平成27年1日7日までの間に「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」から被疑者の元に、給料と称して728万円を移動し、移動した資金のうち6,050,120円を平成27年に同総支部に移動することにより、真実は寄付の意思がないのに金6,050,120円を同総支部に寄付したかのような外観を作出し、同条第1項により還付金を請求できないのに、それができる場合であることを装って、被告発人から同総支部に対して金6,050,120円を寄付した旨を記載した「寄附金(税額)控除のため書類」(添付2)を添付して、平成28年2月中旬から3月中旬の確定申告時期に新潟税務署長に対して還付を請求し、これにより同税務署長において寄付金控除ができる場合であると誤信させ、よって、少なくとも812,590円、最大で1,814,400円の還付を受け、もって、人を欺き、財物を交付させ
- 3 「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」の収支報告書作成者であった廣田正夫ならびに会計責任者らと共謀の上、前記1及び同2の方法により、少なくとも合計2,610,590円、最大で合計361,240円還付を受けたが、偽りその他の不正の行為により所得税の還付を受けたものである。

なお、申立人らは、告発状においては、上記1及び2の詐欺の事実を申し立てていたが、検察官は、認定罪名として、詐欺罪に加えて所得税法違反を追加したので、被疑事実として3を加えたものである。

## 7 不起訴処分を不当とする理由

検察官は、認定罪名の詐欺罪については「罪とならず」、所得税法違反については「嫌疑なし」と判断して不起訴処分をしたが、以下に述べるとおり、検察官の不起訴処分は不当である。

### (1) 本件は租税特別措置法41条の18に基づく寄付金控除の優遇措置における「寄付者に特別の利益が及ぶと認められる場合」に該当すること

「特別な利益」をどのように解釈するかについては、法律等においてなんら明らかにされていないが、立法趣旨からすれば、団体から、一般寄付者以上の特別な利益(寄付による見返り)が得られる立場にある寄付者の税還付を防止するためにあると解される。

被疑者は、まさにその立場にあったと考えられるし、以下の各事情からも、「特別な利益」があったと認められることは明らかである。

#### ① 被疑者は、「支部」の資金を専ら自己の政治活動のために使用していたこと

被疑者は、「生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部」(以下、「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」を含め、単に「支部」という。)の代表であるから、「支部」の資金を自己のために自由に使用することができる立場にある。

実際にも、申立人らが、被疑者が代表を務める3つの団体である「支部」「YMF経済研究会」「森ゆうこサポーターズクラブ」の2013年の収支報告書(添付3、4、5)を調査したところ、以下の事実が判明した。

ア 「支部」の支出を見ると、ほとんど新潟の事務所(被疑者の政治拠点)の経費で占められており、それ以外の支出はなかった。

イ 「YMF経済研究会」(全国から寄付を募る目的で2011年に設立されたが、同年7月東京で開催された設立パーティーに申立人も出席した)と「森ゆうこサポーターズクラブ」は、被疑者の寄付金集めと政治資金パーティーの開催がその主たる業務であるが、2つの団体で集めた寄付金等の収入の大部分は「支部」に上納(支出)されていた。2つの団体のそれ以外の支出は、寄付金集めや政治資金パーティー開催のために使った少額の経費しか計上されていなかった(ちなみに、2013年の「YMF経済研究会」の経費支出は103万円、「森ゆうこサポーターズクラブ」の経費支出は122万円である)。

ウ 3つの団体の資金収支の実態からすれば、被疑者の事務所の経費及び政務活動費の全てが「支部」の資金から支出されていることが判明した。

これは、被疑者が代表を務める「支部」の収支報告書は、「支部」とあるが、その中身は被疑者の事務所の収支報告書であり、要するに、「支部」の財布と被疑者の事務所の財布は同一であるということが出来る。

以上のとおり、被疑者は、「支部」の資金を専ら被疑者の政治活動に使用していたと認められるのである。

② 被疑者は、自分と「支部」が同一人格であるかのように発信して寄付金を集め、同一人格であるかのように寄付金処理をしていたこと

被疑者は、2015年に、「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」(添付6、現在は既に削除されている)において、「森ゆうこへの寄付は、政治資金規正法上と租税特別措置法上も森ゆうこが長を務める政党支部「新潟県参議院選挙区第1総支部」への寄付として扱われます。」と述べて、被疑者と「支部」が同一人格であるかのように記載して発信し、寄付金集めをしていた。そして、被疑者に宛てた寄付金を、「支部」に宛てた寄付金として「支部」の収支報告書に記載し、「寄附金(税額)控除のための書類」を作成していたのである。

被疑者と「支部」と同じ立場に立つということは、被疑者には「特別な利益」があることは当然というべきである。

なお、上記の不正な寄付金集めと不法な寄付金処理の顛末については、2017年7月1日付情報提供書にて新潟地検検察官に報告済であるが、その要約を作成したので添付する(添付7、添付8)。

③ 被疑者の税還付が違法でないとしたら著しい不公平が生ずること

被疑者は、2013年と2015年の寄付をした時点では、国会議員ではなく、一般人の立場であった。その一般人であった被疑者が、たまたま、政党代表(小沢一郎)から支部長の職を与えられたことで、その支部に寄付し、税還付を受けたことになるが、一般人が、何らかの見返りを期待して寄付した場合にはその税還付行為が違法となることと比較して著しく不公正である。そのような不公正は法の正義に反する解釈であり、誤りである。

(2) 寄付金の一部又は大部分が被疑者の元に還流されたと考えられること

被疑者の支部への寄付による税還付は常習的である。これまでに12年間で寄付総額は約9100万円、税還付可能額は約2700万円である。そのうち、年寄付額の最大は2007年の1950万円(税還付可能額は585万円)である。これらの可能額のほとんどを還付したと考えられる(添付9、10、11)。

被疑者の事務所は、2009年から2011年までに「支部」に対して2180万円を寄付し、税還付を受けていたが、2013年4月に、読売新聞がこれについて指摘すると、被疑者の事務所は意図的な行為ではないとし、「今後は議員が直接、資金管理団体に寄付する」と釈明した(添付12)。しかるに、その5ヶ月後には、その前言を翻して、被疑者は「支部」への寄付を再開しているのである。

今回、申立人らが告発し、検察審査会に申し立てた対象となる寄付は、2013年の600万円と、2015年の605万円であるが、いずれも被疑者が落選中のも

のである。落選中の者が、合計で1205万円もの大金を、何の見返りもなく寄付することは考え難い。

そうであれば、その寄付は、税還付を得るためのものであり、寄付金の一部又は全部を被疑者の元に還流させたと考えるのが自然かつ合理的である。

検察官は、資金移動が認められなかったことを処分理由としているが、捜査不十分だったというべきであり、さらに捜査を尽くす必要があるというべきである。

以上に述べたとおり、本件について、租税特別措置法違反があると認められるべきであるから、被疑者には詐欺罪の成立が認められるべきである。

### (3) 租税特別措置法違反がある以上、所得税法違反も認められるべきこと

以上に述べたとおり、租税特別措置法違反が認められる以上、所得税法238条第1項の「偽りその他不正の行為」があったと認められるから、所得税法違反も認められるべきである。

### (4) 結 語

以上から、検察官の不起訴処分は誤りであるから、検察審査会において十分かつ慎重に審査の上、起訴相当の議決がなされるべきである。

以上

## 添 付 資 料

- 添付1 : 森裕子氏の「寄附金(税額)控除のため書類」(2013年分)
- 添付2 : 森裕子氏の「寄附金(税額)控除のため書類」(2015年分)
- 添付3 : 2013年「生活の党新潟県参議院選挙区第1総支部」収支報告書
- 添付4 : 2013年「YMF 経済研究会」収支報告書
- 添付5 : 2013年「森ゆうこサポーターズクラブ」収支報告書
- 添付6 : 「森ゆうこ前参議院議員オフィシャルサイト」記事(現在削除されている)
- 添付7 : 「“落選中の森裕子氏”の不正な寄付金集めと不法な寄付金処理」
- 添付8 : 2015年「支部」収支報告書個人寄付欄(添付7の添付資料)
- 添付9 : 「財界にいがた」2017年2月号“森裕子9100万円、菊田真紀子5000万円 過去12年間で自身の政党支部へ寄付した深い闇”
- 添付10: 森裕子氏の「支部」寄付と税還付可能額一覧表
- 添付11: 「財界にいがた」2018年新年号“不正税還付の森裕子参院議員を不起訴にした新潟地検の良識を問う”(164~171ページ)
- 添付12: 投稿サイト「阿修羅」記事(読売オンライン記事は2枚目)